平成19年7月27日 第2707号

(治 山 課)1

目 次

保安林の所在場所等に関する通知

示 (第1414号 - 第1423号)

土地収用法に基づく事業の認定	(用	地言	果)	2
県営土地改良事業計画の変更決定	(農地	計画記	果)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市	計画記	果)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市	計画記	果)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活	文化記	果)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活	文化記	果)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活	文化記	果)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活	文化記	果)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活	文化記	果)	5
公告				
新福岡県ホームページシステム構築業務に係る提案	の募集			
	(高度情報	政策詞	果)	5
選挙管理委員会				
政治団体の設立届	(地	方言	果)	6
政治団体の届出事項の異動届	(地	方言	果)	8
政治団体の解散届	(地	方言	果)	11
資金管理団体の指定届	(地	方言	果)	13
資金管理団体の届出事項の異動届	(地	方言	果)	14
資金管理団体の指定取消届	(地	方言	果)	15
公安委員会				

	所持に関する講督会 (経験者に対する講督会) の	用鈗及ひ仝気鈗の	
16	(警察本部生活環境課)	開催	
	所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の	鼡銃及び空気銃の	
17	(警察本部生活環境課)	開催	
		雑報	
17	市町村職員共済組合の決算の報告 (地 方 課)	平成18年度福岡県	_
		正誤	
	総量規制基準 (平成19年 6 月福岡県告示第1209号	窒素含有量に係る	
19		中正誤	
	示	#	
	/1/	<u> </u>	

福岡県告示第1414号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第36条第6項において準用する同条第3項の規定に よる保安林の指定に関する通知について、当該森林の所有者の所在が不分明なため、同 法第189条の規定により次のように告示する。

なお、当該通知の内容は、平成19年6月21日みやこ町役場に掲示した。

平成19年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川横瀬字ウシロノ501

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在するみやこ町に係 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4 森林所有者の氏名及び分明である最後の住所

下條 誠博

東京都日野市多摩平1丁目5番6号豊田ハウス307

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びみやこ町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1415号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 起業者の名称

筑前町

2 事業の種類

大刀洗平和記念館再整備事業

- 3 起業地
- (1) 収用の部分

福岡県朝倉郡筑前町高田字下田地内

(2) 使用の部分

なし

- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する研究所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」及び第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業の起業者である筑前町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり

、平成19年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20 条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
 - ア 本件事業は、旧三輪町と旧夜須町の合併にあたって策定された「三輪町・夜須町新町建設計画」において、『2町のこれまでのまちづくりの成果や地域資源、地域特性を生かして、個性のある「オンリーワン」の新町をつくる事業』として、オンリーワン事業が提唱され、当該事業の一つとして位置づけられたものである。

今回設置する大刀洗平和記念館は、筑前町、朝倉市及び大刀洗町に跨り開設されていた大刀洗飛行場と飛行場空襲の歴史を探り、多くの尊い犠牲を銘記し、伝え、もって恒久平和に寄与するための展示研究施設である。

本施設においては、大刀洗飛行場史を紹介し、同飛行場と飛行場空襲に関係する実物資料を展示公開するとともに、語り部が空襲等の体験談などを伝えることを中心とした平和学習を行うほか、寄付・寄託された資料の整理・管理・研究活動を行うこととしている。

本件事業の施行により得られる利益については、大刀洗飛行場空襲を含む同飛行場史に関する情報の掘り起こし、資料の収集及び保存並びに研究によって、多くの人々にその事実を伝え、戦争と平和について考える手がかりを提供し、ひいては恒久平和に寄与するなど相当の効果が見込まれる。

- イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、施設の性格上、悪臭、 騒音等を生じる施設でないことから周辺環境への影響は極めて少ないこと、起業 者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことな どから、軽微なものであると考えられる。
- ウ また、本件事業に係る起業地の選定については、本事業計画において、自然的条件、社会的条件、技術的条件及び経済的条件から3案について検討を行ったうえで、旧大刀洗飛行場の敷地に隣接し、交通の利便性に優れ、事業費も廉価となるなど、社会的、経済的に優れる案を採用している。
- エ さらに、本件事業に係る起業地は、大刀洗平和記念館の設置に必要最小限の範囲が確保されていると認められる。

- オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を 比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるこ とから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。
- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

福岡県内には戦争を対象とした公的な展示研究施設がないため、団体又は個人が 所有する大刀洗飛行場と同飛行場空襲に関する資料が、その組織改編や所有者の死 去等により、その存在を知られることがないまま行き場を失い、破損・散逸してい ることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、筑前町から申請のあった大刀洗平和記念館再整備事業について、土 地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

筑前町役場 (企画政策課)

福岡県告示第1416号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年7月27日

福岡県知事 麻生渡

縦覧に供する書類 縦覧期間 縦覧場所

県営台ケ原地区土地改良 (農業用用 排水施設整備)事業変更計画書の写

平成19年7月27日から 平成19年8月24日まで

みやこ町役場

福岡県告示第1417号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成19年7月27日

福岡県知事 麻牛 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 大野城市大字牛頸44番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大野城市大字牛頸27番地

髙田 増男

福岡県告示第1418号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成19年7月27日

福岡県知事 麻 牛 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字原818番、820番 1、820番 4、821番 1、821番 3、823番 1、823番 3、824番 1 及び833番 6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区箱崎4丁目9番38号

昭和食品工業株式会社 代表取締役 澄川 誠

福岡県告示第1419号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定に基づき、特定非

 \sim

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第 10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月27日

福岡県知事 麻 牛 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月26日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

まちづくりNPO「どぅ・らいふ」

(2) 代表者の氏名

荒木 正生

(3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区天神3丁目14番31号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県を中心に各自治体並びに各地域及び各団体等の「まちづくり 」活動に対して、啓蒙・教育・支援に関する事業を行い、直の豊かな住環境の形成 と、地域住民の自助努力を原則としたまちづくりに係わる各種活動の推進・活性化 に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1420号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非 営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

平成19年7月27日

福岡県知事 麻牛 渡

- 1 申請のあった年月日 平成19年6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人 SAKURA会

(2) 代表者の氏名

千住 宏

(3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市博多区比恵町11番7号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対する能力開発事業を中心にした、グループ教育 訓練及び就労移行支援事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢 献することを目的とする。

福岡県告示第1421号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非 営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

平成19年7月27日

福岡県知事 麻 牛 渡

- 1 申請のあった年月日 平成19年6月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人みよまる()福祉会

(2) 代表者の氏名

廣田 峰夫

- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市南区花畑二丁目13番12号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい児者に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス 事業、小規模作業所(地域活動支援センター)事業の受託を行い、生涯学習活動、 余暇活動を通して、心身の発達及び、成長を促進し、雇用機会の拡充に寄与するこ

账

とを目的とする。

福岡県告示第1422号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月27日

福岡県知事 麻生渡

1 申請のあった年月日 平成19年7月2日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人臨床血液・腫瘍研究会

(2) 代表者の氏名

田村 和夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市城南区七隈7丁目45番1号福岡大学医学部腫瘍・感染症・内分泌内科学

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、癌患者に対して、緩和医療を含む新しい診断法や治療法 の開発に関する事業を行い、広く公益に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、癌患者に対して、緩和医療を含む新しい診断法や治療法の開発に関する事業を行い、また臨床試験の必要性と重要性を社会一般に周知させるための事業を行い、より広く公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1423号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日 平成19年7月9日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人 いきいき生活支援グループ ココロ

(2) 代表者の氏名

是松 勇二

- (3) 主たる事務所の所在地 福岡市早良区大字脇山604番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で支援が必要な障がい児(者)、高齢者又は不登校や不就労の方々及びその家族を始め支援の必要な方々に対して、心身障がい者福祉作業所の運営、障害者自立支援法に基づく各種の障害福祉サービス、介護保険法に基づく訪問介護、介護予防訪問介護及び居宅介護支援の各事業、障がい児(者)や高齢者の日常生活の様々な状況に応じた支援事業及び障がい児(者)や不登校及び不就労の方々に対する社会参加や就労支援に関する事業などを行い、誰もが健やかに生き生きと安心して暮らせる地域社会作りに貢献することにより福祉の増進に寄与することを目的とする。

公 告

公告

次のとおり新福岡県ホームページシステム構築業務に係る提案を募集します。 平成19年7月27日

福岡県知事 麻 牛 渡

1 提案の内容

新福岡県ホームページシステム構築業務に係る提案 (詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。)

2 提案資格

LC:

提案参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとし、 単独参加の場合は次の(1)に掲げる要件の全てを、共同参加の場合は次の(2)に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

- (1) 単独参加の場合の資格要件
 - ア 国、都道府県、政令市又は従業員数10,000人以上の民間企業においてホームペ
 - ージ構築の実績をもつ者

なお、実績を証明する書面を提出すること。

- イ 本提案への共同参加を行っていないこと。
- (2) 共同参加の場合の資格要件

ア全体

- (ア) 共同参加者は3者以内とすること。
- (イ) 代表構成員は、(1)のアの要件を満たしていること。
- イ 各共同参加者
- (ア) 本提案への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。
- (イ) 受託する場合は、共同する全参加者が契約の当事者となること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称及び場所

福岡県企画振興部高度情報政策課システム指導班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園 7番 7号

電話番号 092 - 643 - 3196

(2) 提案説明書の交付

ア期間

この公告の日から平成19年8月20日(月)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで

- イ 場所
 - (1)の部局とする
- ウ 方法

無料で直接交付する。

- (3) 説明会
- ア 日時

平成19年7月31日 (火) 午前10時30分から午前12時まで

イ 場所

福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎 603 B 号会議室

ウ その他 出席者は1者につき3名までとする。

- (4) 提案書の提出
 - ア 期限

平成19年8月22日 (水)午後5時 (締切厳守のこと)

- イ 場所
 - (1)の部局とする。
- ウ 方法

直接 (ただし、県の休日には受領しない。)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年7月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受 付 期 間 平成19年5月1日~5月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	届出年月日
いしづか健一後援会	石 塚 健 一	今 村 吉 彦	みやま市瀬高町本吉967 - 2	平成19年 5 月10日
伊塚ひろし後援会	伊塚 弘	伊塚親	京都郡苅田町大字尾倉3741 - 2	平成19年5月2日
いまむら保則後援会	今 村 保 則	牛 島 作	みやま市瀬高町下庄219 - 1	平成19年 5 月17日
牛 嶋 利 三 後 援 会	牛 嶋 利 三	牛 嶋 利 弘	みやま市山川町立山1009	平成19年 5 月18日
おかべ・あぐる後援会	大 津 幹 雄	東度生	みやま市瀬高町太神747	平成19年 5 月 1 日
かとうよりこ後援会	花 等 順 子	花等順子	三井郡大刀洗町本郷3240 - 6	平成19年 5 月22日
かないわ秀郎後援会	金岩秀郎	宮 成 保	福岡市博多区千代 4 丁目29 - 51	平成19年 5 月10日
川口まさひろ後援会	川口正宏	河 野 孝 男	みやま市高田町飯江545	平成19年 5 月 2 日
かわの一昭後援会	河 野 一 昭	河 野 一 仁	みやま市瀬高町河内1137	平成19年 5 月10日
さ か た 元 一 後 援 会	坂 田 元 一	鵜 木 明	みやま市瀬高町小田1589 - 4	平成19年5月7日
坂 田 仁 後 援 会	坂 田 弘 實	坂 田 久	みやま市瀬高町坂田1602	平成19年 5 月21日
坂田ゆづる後援会	坂 田 譲	坂 田 和 久	みやま市瀬高町坂田1005	平成19年 5 月10日
佐藤のぶあき後援会久留米支部	栗原伸夫	尾花勇一郎	久留米市安武町武島 2 - 389 - 3	平成19年 5 月25日
内 藤 陸 男 後 援 会	内藤敏之	横溝進夫	うきは市吉井町富永2200 - 2	平成19年 5 月15日
博 友 会	上津原 博	高 木 登三夫	みやま市瀬高町大江1297	平成19年 5 月 1 日
馬場よしひさ後援会	馬場能久	村岡辰夫	福岡市南区清水 3 丁目 8 - 29 - 505	平成19年 5 月 7 日
松蔭日出美後援会	中 村 均	元 岡 美紀子	京都郡苅田町大字稲光710 - 147	平成19年 5 月14日

(17団体)

福岡県選挙管理委員会告示第110号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第7条の規定に基づき、次の政治団体から 届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す 平成19年7月27日

る。

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受 付 期 間 平成19年5月1日~5月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項			内	容				異動年月日	届出年月日
政治団体の名称	共 勤 争 垻		新			旧			共劉千万口	伸出牛月口
自由民主党福岡県北九州市若松区第二支部	会 計 責 任 着	1 中	尾 正	幸	末	田	伸	子	平成19年 5 月10日	平成19年 5 月11日
自由民主党福岡県福岡市西区第三支部	主たる事務所の所在は	也福	岡市西区姪浜6丁目2-10		福岡市西浜ビル3	西区姪の浜4丁 302	目20 - 12	サン姪	平成19年 5 月16日	平成19年 5 月22日
民主党北九州市若松区支部	主たる事務所の所在は	也 北	九州市若松区和田町15 - 35		北九州市	市若松区和田町	16 - 4		平成19年 5 月10日	平成19年 5 月16日
民主党福岡県参議院選挙区第1総支部	主たる事務所の所在は	わ ``	岡市中央区天神 2 丁目14 - 38 22号室 B	伊藤ビ	福岡市中ル5階5	中央区今泉 1 丁 501号室	目18 - 46	田北ビ	平成19年 4 月16日	平成19年5月7日
	会 計 責 任 者	新	田 圭	生	岩	本	智	子	平成19年 5 月31日	平成19年 5 月31日

(4団体)

(政党以外のその他の政治団体)

	πh	治		/ ★	Φ	4	1 /∞		更 動	東西				内		容						異動年月日	届出年月日
	ĽΧ	70	गि	744	0)	10	小小		共 勤	事項		新	fi					旧				共劉千月口	庙山牛月口
あ	ਣੇ	た	章		=	後	援	会	主たる事務	8所の所在地	大川市	大字酒見512・	513		大川	市大字	≅三丸684	4				平成19年5月7日	平成19年 5 月11日
&C	1 /52	+-	₩	兹	_		志		主たる事務	8所の所在地	飯塚市	本町19 - 49			飯塚	市飯塚	₹3 - 6					平成19年 5 月21日	平成19年 5 月25日
臤	琢	<u> </u>	1±	冏		미	心	云	代	表	平	田	総	子	小	野	Щ		٢	U	子	平成19年3月21日	平成19年5月25日

١١	b	,	Ĭ	U	保	則	後	: 援	会	主	たる	事務所	の所で	生地	大牟田市大	字歴木1417 -	- 1			大牟田市有明 央ビル202	月町1丁目	3 - 1	大牟田中	平成19年 5 月 1 日	平成19年5月2日
井		上		修		後		援	会	代		表		者	加	藤			隆	中	Щ	正	俊	平成19年 5 月12日	平成19年 5 月17日
今	林	۲ .)	で	あ	ਣੇ	後	送援	会	主	たる	事務所	の所で	生地	福岡市東区 三苫 E 棟10	三苫1丁目 [′] 1	1 - 6	ディ	アス	福岡市東区三	三苫3丁目	1 - 3		平成19年 5 月13日	平成19年 5 月14日
今	林	υ	で	あ	ŧ	市	政	相談	炎所	主	たる	事務所	の所で	生地	福岡市東区 三苫 E 棟10	三苫1丁目 [′] 1	1 - 6	ディ	アス	福岡市東区三	三苫3丁目	1 - 3		平成19年 5 月13日	平成19年 5 月14日
え	ځ	=	う	秀	;	之	後	援	会	主	たる事	事務所	の所で	生地	飯塚市伊川	1267 - 2				飯塚市横田3	51			平成19年4月10日	平成19年 5 月23日
大	j	束	英		寿	1	发	援	会	슷	計	責	任	者	大	束	ਣੇ	٤	み	大	束	段	次	平成19年5月2日	平成19年5月7日
お	lā	Ĭ	た	久	į	弥	後	援	会	主	たる	事務所	の所で	生地	福岡市西区	姪浜6丁目2	2 - 10			福岡市西区始 浜ビル302	至の浜4丁	目20 - 12	サン姪	平成19年 5 月17日	平成19年 5 月25日
U	お	; <i>t</i> .)\	わ	秀	敏	後	接	会	主	たる事	事務所	の所存	生地	宮若市本城	1355 - 2				宮若市本城1	123			平成19年5月1日	平成19年5月2日
女	性	党	福	岡	県	北	野	町支	え 局	主	たる	事務所	の所存	生地	久留米市北	野町石崎240)			三井郡北野町]大字石崎	5 240		平成17年2月5日	平成19年 5 月16日
女	性	党	福	岡	県	杷	木	町支	え 局	主	たる	事務所	の所存	生地	朝倉市杷木	松末315				朝倉郡杷木町]大字松末	₹315番地		平成18年3月20日	平成19年 5 月16日
立口	G:	77	<i>h</i>	n+		7	14.	+==	_	代		表		者	+	時	欽		_	鐘	井	光	雄	亚代40年 5 日22日	₩####################################
新	KI H	Ë	久	味	-	子	後	援	会	슰	計	責	任	者	Л	原	_		Ξ	Щ	下	勝	己	平成19年 5 月23日	平成19年 5 月23日
大					証				会	슷	計	責	任	者	赤	本	聖		子	Щ	崎	洋	子	平成19年1月1日	平成19年5月7日
田	Ħ.	Þ	日	本	F	明	後	援	会	主	たる事	事務所	の所で	生地	嘉麻市飯田	298 - 5				嘉穂郡碓井町]大字飯田	3298番地 <i>0</i>	D 5	平成18年 3 月26日	平成19年 5 月29日
た	ιζί	i t	5	Ŧ	恵	子	後	援	会	主	たる事	事務所	の所で	生地	嘉麻市牛隈	1864				嘉麻市牛隈2	056 - 1			平成19年 5 月14日	平成19年 5 月15日
٤	小京	子と	= す	こや	かな	まま	来を	つく	る会	会	計	責	任	者	上	村	幸		子	松	尾	満	子	平成19年 5 月30日	平成19年 5 月31日
戸	畑] }	Ř.	剤	師	政	治	ì 連	盟	代		表		者	竹	原	\$		宜	白	水	京	子	平成19年 5 月12日	平成19年 5 月18日

10		会 計 責 任 者	名 倉 静 世	秋 吉 徹 也	
卟	中尾正幸後援会	会 計 責 任 者	中 尾 正 幸	茂 田 浩 二	平成19年 5 月10日 平成19年 5 月11日
7 0 7	中尾まちこ後援会	主たる事務所の所在地	みやま市山川町尾野600 - 2	山門郡山川町大字尾野600 - 2	平成19年 1 月29日 平成19年 5 月 1 日
第 2		代 表 者	峰 隆 志	有 岡 恒 彦	
	西日本ときわ会福岡支部	会 計 責 任 者	中 嶋 憲 二	峰 隆 志	平成18年6月1日 平成19年5月31日
	野尻あさみとすこやかな未来をつくる会	会 計 責 任 者	上 村 幸 子	古 田 三 岐 子	平成19年 5 月30日 平成19年 5 月31日
	ハ ー ト フ ル 若 松	主たる事務所の所在地	北九州市若松区和田町15 - 35	北九州市若松区和田町16 - 4	平成19年 5 月10日 平成19年 5 月15日
盤	福岡県商工政治連盟嘉穂町支部	主たる事務所の所在地	嘉麻市大隈町371 - 1	嘉穂郡嘉穂町大字大隈町371 - 1	平成18年3月27日 平成19年5月9日
4		代 表 者	花 元 英 彰	黒 木 善 弘	T. 1.07 5 700 7 T. 1.07 5 704 7
账	福岡県電工組政治連盟	会 計 責 任 者	花 元 英 彰	黒 木 善 弘	平成19年5月23日 平成19年5月31日
迢		代 表 者	熊 本 照 美	井 田 磯 弘	
岬	福岡県農政連糸島支部	会 計 責 任 者	笠 克 巳	熊 本 照 美	平成19年4月28日 平成19年5月28日
	松本みねお後援会	主たる事務所の所在地	前原市前原駅南1丁目2-3-501	前原市前原駅南1丁目2-3-401	平成19年 5 月20日 平成19年 5 月30日
Ш	光 安 勝 憲 後 援 会	会 計 責 任 者	道 家 利 且	佐 藤 勝 幸	平成19年 5 月28日 平成19年 5 月30日
金曜日		主たる事務所の所在地	築上郡上毛町大字東上3270 - 1	築上郡大平村大字東上3270 - 1	平成17年10月11日
В 27 ⊞	み ね 新 一 後 援 会	会 計 責 任 者	八 坂 龍 臣	熊 本 省 一	平成19年1月1日
年7月	三宅まゆみを支援する会	主たる事務所の所在地	北九州市若松区和田町15 - 35	北九州市若松区和田町16 - 4	平成19年5月10日 平成19年5月15日
平成19年7	三宅まゆみを育てる会	主たる事務所の所在地	北九州市若松区和田町15 - 35	北九州市若松区和田町16 - 4	平成19年 5 月10日 平成19年 5 月15日
16.1	京都薬剤師連盟	代 表 者	泉 泰 行	横 井 俊 博	平成19年 5 月19日 平成19年 5 月24日

							会	計	責	任	者	尾形	義	子	泉泰	行		
#	Ø	博	文	後	援	会	主た	こる事	務所(の所在	地	田川郡福智町金田1006 -	. 3		田川郡福智町金田710		平成19年5月1日	平成19年 5 月29日
ょ	<	に	洋	後	援	会	主だ	とる事	務所(の所在	地	春日市小倉3丁目69-2	2 - 701		春日市小倉6丁目23		平成19年5月1日	平成19年 5 月18日
吉	田	義	之	後	援	会	主だ	とる事	務所(の所在	地	飯塚市大日寺512 - 63			飯塚市大字大日寺512 - 63		平成18年 3 月26日	平成19年5月7日
若	松	ドリ	_	ム 倶	具 楽	部	主た	こる事	務所の	の所在	地	北九州市若松区和田町1	5 - 35		北九州市若松区和田町16 - 4		平成19年 5 月10日	平成19年 5 月15日

(36団体)

福岡県選挙管理委員会告示第111号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年7月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成19年5月1日~5月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党福岡県大川市第一支部	平成19年4月30日	平成19年 5 月23日
自由民主党福岡県北九州市門司区第一支部	平成19年4月30日	平成19年 5 月15日
自由民主党福岡県直方市第一支部	平成19年5月8日	平成19年5月8日
自由民主党福岡県福岡市西区第二支部	平成19年 5 月28日	平成19年 5 月28日
自由民主党福岡県福岡市南区第四支部	平成19年 5 月10日	平成19年 5 月17日
自 由 民 主 党 三 潴 郡 支 部	平成19年4月30日	平成19年 5 月28日

(6団体)

(政党以外のその他の政治団体)

	٦	改 治 団	体体	D名和	尔		解散年月日	届出年月日
あ	ベ	京	子	後	援	会	平成19年 5 月21日	平成19年 5 月28日
有	田	忠 之	植	木 後	援	会	平成19年 4 月30日	平成19年5月11日
岩	下	けし	٦ .	後	援	숝	平成18年12月20日	平成19年 5 月28日
岩	橋	岩	雄	後	援	会	平成19年 5 月10日	平成19年 5 月10日
岩	本	博	紀	後	援	会	平成19年 4 月27日	平成19年 5 月14日
う	え	はら	孝	一後	援	会	平成19年5月1日	平成19年5月2日
大	谷	清	人	後	援	会	平成19年 5 月20日	平成19年 5 月29日
大	塚	_	人	後	援	会	平成19年 5 月10日	平成19年 5 月10日
加	地 邦	雄と	福岡	をつ	くる	会	平成19年4月30日	平成19年 5 月30日
輝			政			会	平成19年 5 月28日	平成19年 5 月28日
北	原	守	í	发	援	슰	平成19年 4 月30日	平成19年 5 月17日

第2707号

県 公 報

田

掣

平成19年7月27日 金曜日

											,
久	保	九	州		雄	後	扬		숝	平成19年 4 月30日	平成19年 5 月15日
<	6	U	げ	繁	行	後	ž į	援	会	平成19年5月7日	平成19年 5 月11日
<	6	U	げ	繁	行	綺	ŧ į	政	会	平成19年5月7日	平成19年 5 月11日
玄				創					会	平成19年 5 月29日	平成19年 5 月30日
属	公	•	弘		後		援		会	平成19年 5 月28日	平成19年 5 月28日
進	藤	ŧ	B	彦		後	援		会	平成19年 5 月10日	平成19年 5 月17日
新	町	な	お		٦	後	扬	를	숲	平成19年5月2日	平成19年 5 月31日
鈴	木	ÿ	主	吾		後	援		숝	平成19年 5 月28日	平成19年 5 月28日
須	Щ	Ī	E	光		後	援		숝	平成19年 5 月31日	平成19年 5 月31日
瀬	戸	i	明		後		援		会	平成19年 5 月10日	平成19年 5 月17日
立	原	\$	未	子		後	援		숝	平成19年 5 月29日	平成19年 5 月29日
太	幸	!	府		市		民		党	平成19年5月1日	平成19年 5 月17日
土	屋	ÿ	青	資		後	援		숝	平成19年 5 月14日	平成19年 5 月14日
中	Ш	た	つ	v	٦	後	ž į	援	숤	平成19年4月30日	平成19年 5 月10日
中	村	ŧ	哲	郎		後	援		숝	平成19年3月31日	平成19年 5 月29日
野	¢	I	武		後		援		숝	平成19年 5 月29日	平成19年 5 月29日
Л	- ト	フ	ル	北	九	州	市	民	党	平成19年5月7日	平成19年 5 月30日
花	田	す	ま		Z	後	扬		会	平成19年5月7日	平成19年 5 月10日
浜	地	光	軍	_		後	援		会	平成19年 5 月28日	平成19年 5 月28日
福	本	†:	尃	文		後	援		会	平成19年 5 月28日	平成19年 5 月29日
藤	嶋	Ę	汝	昭		後	援		슰	平成19年5月2日	平成19年5月8日
										-	

古	Ш	み	つ		お	後	援	会	平成19年 4 月15日	平成19年 5 月14日
豊		前		政		経		会	平成19年5月2日	平成19年5月9日
松	畄	ゃ	す	Ø	IJ	後	援	会	平成19年 4 月30日	平成19年 5 月10日
松	尾		紀	子	缮	复	援	숝	平成19年3月31日	平成19年 5 月31日
満	生		辰	也	缮	ŠŽ.	援	숝	平成19年 5 月13日	平成19年 5 月14日
み	な	み	牧		夫	後	援	숝	平成19年 4 月25日	平成19年 5 月24日
宮	田		康	敏	缮	复	援	숝	平成18年12月30日	平成19年 5 月31日
明				勝				会	平成19年 5 月21日	平成19年 5 月23日
盛	永	た	か	v	3	後	援	숝	平成19年5月1日	平成19年 5 月11日
弥				生				숝	平成19年4月30日	平成19年 5 月23日
緑		:	進		Ê	<u>></u>		議	平成19年 5 月10日	平成19年 5 月17日
(平 岡	成 6 年 優		17条第 吉	2 項	適用団 後	,	援	会	平成15年2月5日	平成19年 5 月10日
(平 か	成19年 と	法第1 う	17条第 よ	2項) り	適用団	体) 後	援	会	平成19年 5 月21日	平成19年 5 月22日
(平 佐	成19年 藤		17条第 誠	2 項 良	適用団 後		援	会	平成18年12月30日	平成19年 5 月14日
(平 内	成19年 藤		17条第 陸	2 項 男	適用団		援	会	平成19年 5 月14日	平成19年 5 月14日
(平 永	成19年 松	法第1	17条第 一	2 項 幸	適用団 後	,	援	会	平成19年 5 月16日	平成19年 5 月16日
(平 み	成19年 ね		17条第 新	2 項i 一	適用団		援	会	平成19年 3 月31日	平成19年5月8日

(49団体)

とおり告示する。

平成19年7月27日

福岡県選挙管理委員会告示第112号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条第2項の規定に基づき、次の公職の 候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次の 福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受 付 期 間 平成19年5月1日~5月31日

	金管理に	団体の届出 氏名	さ	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	ſ	大表者	の氏名		指定年月日	届出年月日
石	塚	健	_	みやま市議会議員	いしづか健一後援会	みやま市瀬高町本吉967 - 2	石	塚	健	_	平成19年5月5日	平成19年 5 月10日
伊	塚		弘	苅 田 町 議 会 議 員	伊塚ひろし後援会	京都郡苅田町大字尾倉3741 - 2	伊	塚		弘	平成19年5月1日	平成19年5月2日
上	津 原		博	みやま市議会議員	博 友 会	みやま市瀬高町大江1297	上洋	車 原		博	平成19年5月1日	平成19年5月1日
#	嶋	利	Ξ	みやま市議会議員	牛 嶋 利 三 後 援 会	みやま市山川町立山1009	4	嶋	利	Ξ	平成19年 5 月17日	平成19年 5 月18日
金	岩	秀	郎	参 議 院 議 員	かないわ秀郎後援会	福岡市博多区千代4丁目29-51	金	岩	秀	郎	平成19年5月3日	平成19年 5 月10日
Л	П	正	宏	みやま市議会議員	川口まさひろ後援会	みやま市高田町飯江545	Л	П	正	宏	平成19年4月30日	平成19年5月2日
河	野	_	昭	みやま市議会議員	かわの一昭後援会	みやま市瀬高町河内1137	河	野	_	昭	平成19年5月8日	平成19年 5 月10日
坂	田	元	_	みやま市議会議員	さかた元一後援会	みやま市瀬高町小田1589 - 4	坂	田	元	_	平成19年5月7日	平成19年5月7日
坂	田		譲	みやま市議会議員	坂田ゆづる後援会	みやま市瀬高町坂田1005	坂	田		譲	平成19年5月8日	平成19年 5 月10日
高	森	清	子	福岡市議会議員	高森清子とすこやかな未来をつくる会	福岡市城南区田島6丁目2-10	高	森	清	子	平成19年 5 月30日	平成19年 5 月30日
馬	場	能	久	参 議 院 議 員	馬場よしひさ後援会	福岡市南区清水 3 丁目 8 - 29 - 505	馬	場	能	久	平成19年5月7日	平成19年5月7日

(11団体)

福岡県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条第3項の規定による資金管理団体届 出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する 平成19年7月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受 付 期 間 平成19年5月1日~5月31日

		型団体(at rolls - TTWT	Mar A Alberta III As II.	H & + +	内	容	HALE H	
		の異動版		公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	IΗ	異動年月日	届出年月日
秋	田	章		福岡県議会議員	あきた章二後援会	主たる事務所の所在地	大川市大字酒見512・513	大川市大字三丸684	平成19年5月7日	平成19年5月11日
飯	盛	利	康	福岡市議会議員	いいもり利康を育てる会	主たる事務所の所在地	福岡市南区長住4丁目2-30	福岡市南区長住2丁目22-1	平成19年 4 月14日	平成19年5月30日
石	橋	保	則	福岡県議会議員	いしばし保則後援会	主たる事務所の所在地	大牟田市大字歷木1417-1	大牟田市有明町1丁目3-1 大牟田中央ビル202	平成19年5月1日	平成19年5月2日
今	林	秀	明	福岡市議会議員	今林ひであき後援会	主たる事務所の所在地	福岡市東区三苫1丁目1-6 ディアス三苫E棟101	福岡市東区三苫3丁目1-3	平成19年 5 月13日	平成19年 5 月14日
江	藤	秀	之	福岡県議会議員	えとう秀之後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市伊川1267- 2	飯塚市横田351	平成19年4月10日	平成19年 5 月23日
小	畠	久	弥	福岡市議会議員	おばた久弥後援会	主たる事務所の所在地	福岡市西区姪浜6丁目2-10	福岡市西区姪の浜 4 丁目20- 12 サン姪浜ビル302	平成19年 5 月17日	平成19年 5 月25日
塩	Щ	秀	敏	福岡県議会議員	しおかわ秀敏後援会	主たる事務所の所在地	宮若市本城1355- 2	宮若市本城1123	平成19年5月1日	平成19年5月2日
田	淵	千息	手	嘉麻市議会議員	たぶち千恵子後援会	主たる事務所の所在地	嘉麻市牛隈1864	嘉麻市牛隈2056-1	平成19年 5 月14日	平成19年5月15日
野	村	まり	ゆみ	北九州市議会議員	三宅まゆみを支援する会	主たる事務所の所在地	北九州市若松区和田町15-35	北九州市若松区和田町16-4	平成19年5月10日	平成19年5月15日
野	村	陽	_	福岡県議会議員	ハートフル若松	主たる事務所の所在地	北九州市若松区和田町15-35	北九州市若松区和田町16-4	平成19年5月10日	平成19年5月15日
松	本	嶺	男	前 原 市 長	松本みねお後援会	主たる事務所の所在地	前原市前原駅南 1 丁目 2 - 3 -501	前原市前原駅南 1 丁目 2 - 3 -401	平成19年 5 月20日	平成19年 5 月30日

(11団体)

福岡県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条第3項の規定による資金管理団体指 定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。 平成19年7月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受 付 期 間 平成19年5月1日~5月31日 法第19条第3項第1号による届出

	管理団体取 者の氏名	消の届出	lを		4	〉職	の	種 類	į			XIII	資金管	理団	体の名	3称				代表者(の氏名		取消年月日	届出年月日
有	田	忠	之	直	方	市	議	会	議	員	有	田に	忠之	植	木	後	援	会	有	田	忠	之	平成19年 4 月30日	平成19年 5 月11日
岩	橋	岩	雄	嘉	麻	市	議	会	議	員	岩	橋	岩	雄	後	į	爰	会	岩	橋	岩	雄	平成19年 5 月10日	平成19年 5 月10日
大	谷	清	人	嘉	麻	市	議	会	議	員	大	谷	清	人	後	į	爰	会	大	谷	清	人	平成19年 5 月20日	平成19年 5 月29日
大	塚	_	人	嘉	麻	市	議	会	議	員	大	塚	_	人	後	į	爰	会	大	塚	_	人	平成19年 5 月10日	平成19年 5 月10日
北	原		守	福	岡	県	議	会	議	員	北	原	Ę	Ŧ	後	援	!	会	北	原		守	平成19年4月30日	平成19年 5 月17日
久	保	九州	雄	福	岡	県	議	슷	議	員	久	保	九	州	雄	後	援	会	久	保	九	州雄	平成19年4月30日	平成19年 5 月15日
倉	重	繁	行	福	岡	県	議	会	議	員	<	5 l	ノ げ	繁	行	後	援	会	倉	重	繁	行	平成19年5月7日	平成19年 5 月11日
進	藤	邦	彦	福	岡	市	議	会	議	員	緑		進		会			議	進	藤	邦	彦	平成19年 5 月10日	平成19年 5 月17日
鈴	木	清	吾	芦		屋		町		長	鈴	木	清	吾	後	į	爰	会	鈴	木	清	吾	平成19年 5 月28日	平成19年 5 月28日
須	Щ	Œ	光	う	き	は ī	市 議	会	議	員	須	Щ	正	光	後	į	爰	会	須	Щ	正	光	平成19年 5 月31日	平成19年 5 月31日
瀬	戸		明	大	野:	城市	市 議	会	議	員	瀬	戸	围	月	後	援	!	会	瀬	戸		明	平成19年 5 月10日	平成19年 5 月17日
立	原	恭	子	大	野:	城市	市 議	会	議	員	立	原	恭	子	後	į	爰	会	立	原	恭	子	平成19年 5 月29日	平成19年 5 月29日
土	屋	清	資	岡	垣	町	議	会	議	員	±	屋	清	資	後	. ‡	爰	会	±	屋	清	資	平成19年 5 月14日	平成19年 5 月14日

土	井	彌一	- 郎	福	岡	県	議	会	議	員	弥			4	ŧ			会	土	井	彌 -	- 郎	平成19年 4 月30日	平成19年 5 月23日
浜	地	輝	_	褔	岡	市	議	会	議	員	輝			E	女			会	浜	地	輝	_	平成19年 5 月28日	平成19年 5 月28日
藤	嶋	敏	昭	嘉	麻	市	議	슰	議	員	藤	嶋	敏	Bi	召	後	援	会	藤	嶋	敏	昭	平成19年5月2日	平成19年 5 月 8 日
古	Ш	詳	翁	春	日	市	議	숝	議	員	古	Ш	み	つ	お	後	援	会	古	Ш	詳	翁	平成19年 4 月15日	平成19年 5 月14日
堀		勝	彦	直	方	市	議	숝	議	員	明			B	券			会	堀		勝	彦	平成19年 5 月21日	平成19年 5 月23日
松	尾	紀	子	久	留	米	市譲	. 会	議	員	松	尾	紀	Ŧ	7	後	援	会	松	尾	紀	子	平成19年 3 月31日	平成19年 5 月31日
松	尾	幸	主	若	宮	町	議	숝	議	員	松	尾	幸	Ė	Ė	後	援	会	松	尾	幸	主	平成18年12月31日	平成19年 5 月16日
満	生	辰	也		丈	町	議	숲	議	員	満	生	辰	ť	<u>b</u>	後	援	会	満	生	辰	也	平成19年 5 月13日	平成19年 5 月14日

(21団体)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第234号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年7月27日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日時	場	所	講習警察署
平成19年8月16日 (木) 13:30~16:30	飯塚市柏の森159番地2 飯塚警察署 会議室	6	飯塚警察署
平成19年8月20日 (月) 13:30~16:30	福岡市東区箱崎7丁目東警察署 会議室	8番2号	東警察署

平成19年8月20日 (月) 13:30~16:30	北九州市若松区大字藤木267番地13 若松警察署 会議室	若松警察署
平成19年8月20日 (月) 13:30~16:30	うきは市吉井町343番地3 うきは警察署 会議室	うきは警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円 (福岡県領収証紙) を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟統等講習通知書並びにテキスト「猟統等 取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第235号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟 銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)を次のとおり開催するの で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の8第2項の規定に より告示する。

平成19年7月27日

福岡県公安委員会

- 1 講習の日時、場所等
- (1) 講習の日時

平成19年8月20日(月)午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科	目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法 猟銃及び空気銃の使用、保管等の	
15:30~16:30	講習結果に対する考査	
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書	書の交付)

3 注意事項

(1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメート ル、横3.5センチメートルのもの) 2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し 込むこと。

- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具 (ボールペン)、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテ キスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑

福岡県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第3項及び地方公務員等共 済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第67条の2の規定に基 づき、平成18年度決算の要旨を公告する。

平成19年7月27日

福岡県市町村職員共済組合

理事長 山本文男

平成19年7月27日

第2707号

損益	損益計算書の要旨)	(単位:千円)
	経理区分	短期	長期	業務	保健	貯金	貸付	物資	財形	基礎年金支
	負 担 金	7,155,149	21,962,537	196,034	433,190					
	掛金	6,407,451	11,761,697		253,713					
	組合員貸付金利息						508,612			
Į	受託商品手数料							7,277		
<u></u>	精助金·交付金	1,535,385	2,624,023		16,055		58,681			
	基礎年金国庫金									1,653,758
	利息及び配当金	909	6,161,949	1,357	8,498	1,983,241				
~	その他の収入	22,781	25,217		86			7,081		
<	他経理から繰入金			94,141						
	前年度支払準備金	1,225,883								
	前年度繰越長期給付積立金		180,202,562							
	111111111111111111111111111111111111111	16,347,254	222,737,985	291,532	711,554	1,983,241	567,293	14,358	0	1,653,758
	給 付 金	7,388,551	31,127,245							1,652,872
	役職員給与			144,857	33,867	17,250	17,788	1,145		
	旅費・事務費			29,001	6,681	3,828	4,198	692		
	委 託 費			24,156	5,303		630	407		
	支 払 利 息					1,052,446	422,960	299		
	老人保健拠出金	2,874,706								
ł×	退職者給付拠出金	2,088,054								
	介護 納付金	1,063,326								
	連合会払込金	224,452	878,020				48,535			
	連合会拠出金	409,448								
	連合会分担金			26,669	256					
	基礎年金拠出金負担金		8,777,286							
丑	厚生費 (保健事業)				670,730					
	減 価 償 却 費			408	89					
	その他の支出	17,744	297,844	47,588	11,824	14,428	55,639	9,022		886
	他経理へ繰入金	36,170	57,971							
	次年度支払準備金	1,166,558	237							
	次年度繰越長期給付積立金		181,599,382							
	111111111111111111111111111111111111111	15,269,009	222,737,985	272,679	728,750	1,087,952	549,750	12,010	0	1,653,758
差引	差引当期利益金又は当期損失金(△)	1,078,245	0	18,853	\triangle 17,196	895,289	17,543	2,348	0	0

当借が昭夫の要旨

				0			0				0	0
	556			556			0			556	556	556
	237,870	221		238,091	105,372	26,341	131,713			106,378	106,378	238,091
	538,200	21,309,019		21,847,219	16,943	20,663,525	20,680,468			1,166,751	1,166,751	21,847,219
	9,012,234	10,280 63,502,582 21,309,019		2,450,847 72,514,816 21,847,219	15,203 68,379,655	57,645	106,285 68,437,300 20,680,468			4,077,516	4,077,516	2,450,847 72,514,816 21,847,219
	2,440,567	10,280				91,082	106,285			2,344,562	2,344,562	
	643,294	16,462		659,756	7,372	411,681	419,053	491		240,212	240,703	659,756
	26,428,386	155,171,233		181,599,619		237	237		181,599,382		181,599,382	181,599,619
	2,323,829			2,323,829	580,651	1,166,558	1,747,209			576,620	576,620	2,323,829
)¤	資 産	資産	資産	40	負債	負債	11111	第 余 金	付積立金	(欠損金)	111111	大合計
貸借対照表の要旨	流動	面	繰	資産	流動	固	負 債	資本剰	長期給作	利益剰余金(欠損金)	資本	負債・資本合計
) 其(理)	Ŋ	I(}	₩ ₩		Ą	ľ H	Ē.			H		

報

19

止	誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	上	下	行	備考				正					誤	
19 • 6 • 18	番号 2691	告示	番号 1209	21	上	下		ma 5	202	製金品業項げのく業製造前掲も除)	20	10	(1) 溶融かって素による。第1はでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	202	製金品業項げのく業製造前掲も除)	20	20	
													、50とする。					

20

1号

第270

(別年)

一箇月二、三五○円(税込・郵便料別)

定価